

(参考1) 太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアの確認

本ガイドラインのP.4~P.7に掲げる太陽光発電施設の設置を避けるべきエリア等については、別表1の所管部署において確認してください。

別表1：太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアの所管部署 令和8年3月31日時点

区分	設置を避けるべきエリア		所管部署	電話番号
	関係法令等	名称等		
生活環境等	砂防法	砂防指定地	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9847
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9847
			高知県農業振興部 農業基盤課	088-821-4566
			高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9847
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害防止法)	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)		
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区)	高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581
	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	高知県土木部 河川課	088-823-9839
	海岸法	海岸保全区域、一般公共海岸区域	高知県土木部 港湾・海岸課	088-823-9883
	文化財保護法、高知県文化財保護条例	国宝、重要文化財、国指定・県指定史跡、名勝、天然記念物指定地、伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観	高知県教育委員会事務局 文化財課	088-821-4912
	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域、第1種農地、甲種農地	高知県農業振興部 農業基盤課	088-821-4515
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域	高知県林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4523
			高知市環境部 廃棄物対策課	088-823-9427
	景観法	景観計画区域のうち景観の保全・形成が特に重要な区域として市町村が指定する区域	関係市町担当課 (高知市、四万十市、本山町、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)	
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域	高知県林業振興・環境部 自然共生課	088-821-4863	
		関係市町担当課 (四万十市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)		
造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	補助事業により森林整備等を実施した区域	高知県林業振興・環境部 木材増産推進課	088-821-4602	
自然環境	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	高知県総合企画部 中山間地域対策課 鳥獣対策室	088-823-9039
	自然公園法、高知県立自然公園条例	国立公園、国定公園、県立自然公園	高知県林業振興・環境部 自然共生課	088-821-4842
	自然環境保全法、高知県自然環境保全条例	自然環境保全法の自然環境保全地域(特別地区)、高知県自然環境保全条例の高知県自然環境保全地域(特別地区)		
	高知県希少野生動植物保護条例	野生動植物保護区、県指定希少野生動植物の生息又は生育が確認されている地域		
高知県うみがめ保護条例	生育地等保護区			

備考(太陽光発電施設の設置が、原則認められていないエリアの所管部署)

関係法令	エリアの名称等	所管部署	電話番号
森林法	保安林	高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581
土壌汚染対策法	要措置区域	高知県林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4524
		高知市環境部 環境保全課	088-823-9471
(再掲) 自然公園法、高知県立自然公園条例	国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の特別保護地区、第1種特別地域等	高知県林業振興・環境部 自然共生課	088-821-4842